

商 品 名 (愛 称)	(26) 運転免許自主返納応援定期預金
------------------	---------------------

販 売 対 象	・ 次の条件を満たす個人のお客さま	
	(1) 「運転免許を自主返納した方」で「運転免許証を返納した際に交付される『運転経歴証明書』を提示できる方」(ただし、既に運転免許を自主返納されている方で、「運転経歴証明書」を保有されていない方はお取扱いきません。)	
	(2) 当金庫に既にお預入れいただいている定期預金を中途解約した資金はお預入れできません。	
期 間	・ 1年	
預 入	お一人あたり 1円以上300万円以下	
		②預入金額
	③預入単位	・ 1円単位
適 用 利 率	・ お預入れ日のスーパー定期、スーパー定期300の店頭表示利率+年0.10%	
預 入 形 態	(1) スーパー定期・スーパー定期300(自動継続扱い)	
	(2) 証書式と通帳式いずれも取扱可	
	(3) 自動継続利払式のみのお取扱いとします。	
満 期 後 の 取 扱 い	(1) 自動継続定期預金は、初回と同一のスーパー定期またはスーパー定期300となります。	
	(2) 初回満期後は、継続日のスーパー定期、スーパー定期300の店頭表示利率+年0.10%を適用します。	
税 金	・ 個人のお利息には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。	
	※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・ 次の中途解約利率を適用させていただきます。	
	1. 預入期間1年・2年の場合	
	(a) 6ヶ月未満…解約日における普通預金利率 (b) 6ヶ月以上1年未満…約定利率×50%	
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時~17時、電話:089-946-1203)にお申し出ください。	
	紛争解決措置 ・ 愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。	
	・ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。	
	また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただく	

苦情処理措置・ 紛争解決措置	くことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となるべき事項	・適用利率については、窓口等でお問い合わせください。